

総務委員会資料

令和2年度第4回定例会 提出予定議案の説明

1 (6) 議案第93号

川崎市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を過半数とすることの同意について

1 (7) 議案第94号

川崎市農業委員会委員の選任について

資料1 議案第93号の概要 (概要)

資料2 農業委員選考の経過

参考資料1 農業委員会等に関する法律 (抜粋)

参考資料2 農業委員会等に関する法律施行規則 (抜粋)

参考資料3 川崎市農業委員会委員の選任に係る委員構成一覧

経済労働局

令和2年5月27日

議案第 9 3 号の概要

川崎市農業委員会委員に占める認定農業者⁽¹⁾等又はこれらに準ずる者の割合を過半数としたいので、同意のお願いをするもの。

1 農業委員の認定農業者等要件

市町村長は農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員の過半数は原則として、認定農業者等⁽²⁾でなければならない（法第 8 条第 5 項、以下「認定農業者等要件」）こととされている。

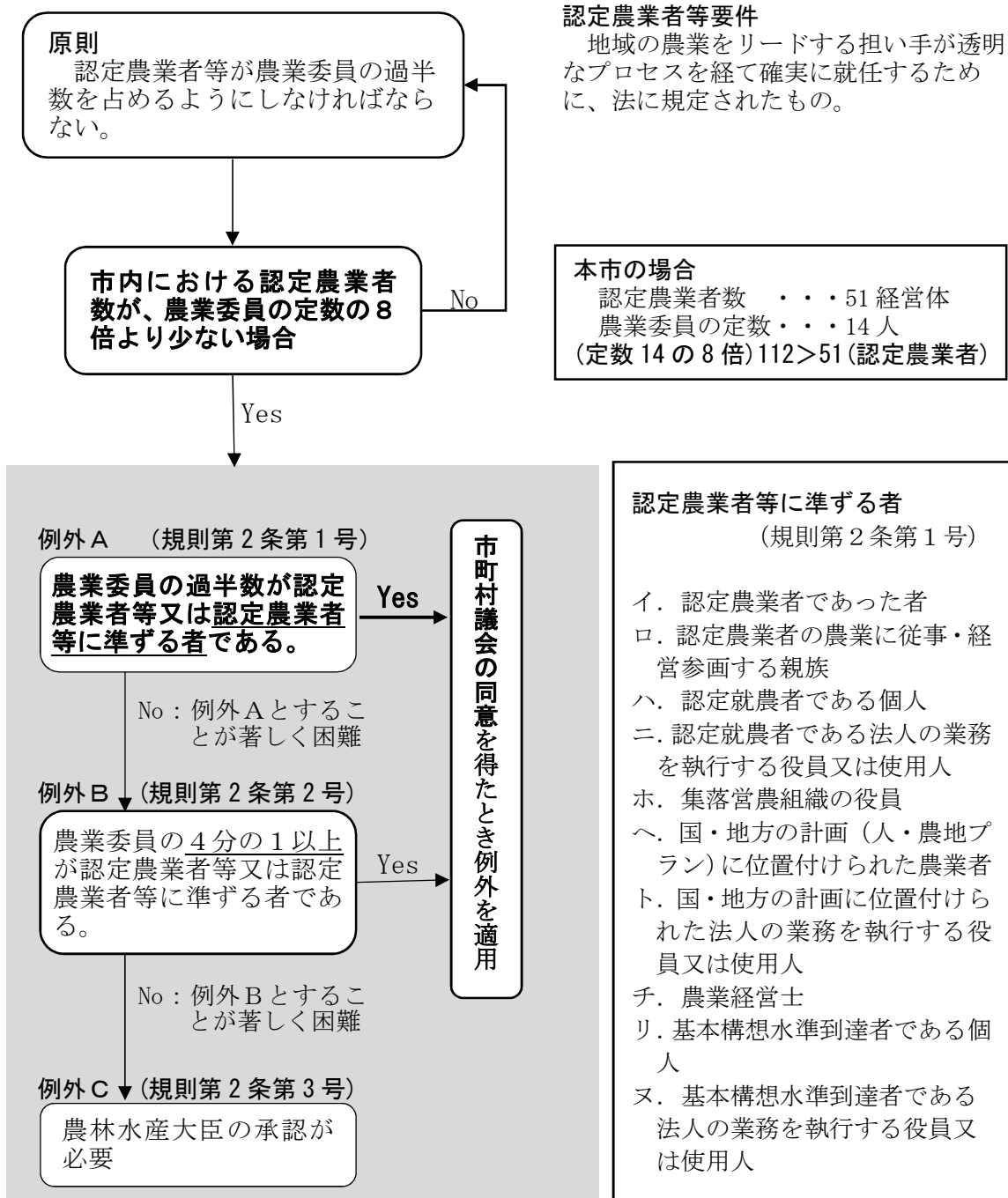
2 認定農業者等要件の例外

認定農業者等要件については、区域内の認定農業者等が少ないなど原則どおりの委員構成が困難な場合もあることから、例外が設けられている（法第 8 条第 5 項ただし書き、農業委員会等に関する法律施行規則（以下「規則」）第 2 条各号）。当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が委員の定数の 8 倍を下回る場合において、議会の同意を得たときに認定農業者要件の例外を適用できる。

(1) 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。中核的な農業者として位置づけられ、国、地方公共団体等の施策を集中的に受けることができる。

(2) 認定農業者等：認定農業者である個人又は認定農業者である法人の業務を執行する役員又は当該法人の使用人であって当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者。

・ 例外の適用を受けるための手続きフロー図



3 本市の状況

川崎市農業委員会の農業委員の定数は14人である。本市の認定農業者数は51経営体で、農業委員の定数の8倍（112人）を下回っている。

令和2年1月21日～2月20日まで、農業委員の募集を行い、農業団体の推薦13人、個人の応募1人であった。農業団体の推薦は全て農業者で、個人応募は農業者以外であった。

応募者のうち認定農業者等は5人であり、農業委員の定数の14人の過半数に満たない。また、応募者のうち認定農業者等に準ずる者は4人であった。

認定農業者等又は認定農業者に準ずる者の合計は9人となり、定数の過半数を満たすことから、規則第2条第1号に基づき、認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を農業委員の定数の過半数としたい。

○認定農業者及び認定農業者等の数

	個人	法人		合計
認定農業者	48 経営体	3 経営体		51 経営体
認定農業者等	64 人	役員	耕作の事業に関する権限及び責任を有する使用人	72 人
		8 人	0 人	

農業委員選考の経過

1 農業委員の推薦の求め及び募集

市町村長は、農業委員を任命しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない（法第9条第1項）こととされている。また、推薦の求め及び募集の期間はおおむね1月としなければならない（規則第7条第2項）とされ、推薦の求め及び募集の方法をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない（同条第3項）とされている。本市における推薦の求め及び募集の概要は次のとおりである。

(1) 推薦の求め及び募集の期間

令和2年1月21日から令和2年2月20日まで

(2) 推薦の求め及び募集の方法の公表

市政だより（令和2年2月21日号 No. 1225）

市ホームページ

窓口資料配布

(3) 推薦・募集の状況の公表

令和2年2月6日 中間公表

令和2年2月26日 最終公表

それぞれ市ホームページで公表した。

2 農業委員会委員選考委員会

農業委員会の委員の選考に関して調査審議するため、市の附属機関として選考委員会を設置している。選考委員会による調査審議果については、次のとおりである。

(1) 第1回選考委員会（令和2年1月30日）

委員選考に当たっての留意点及び評価項目等の基準について確認

(2) 第2回選考委員会（令和2年3月19日）

ア 推薦及び応募のあった者につて、評点化及び順位付け

イ 選考結果に関する講評

(ア) 推薦を受けた農業者13人については、農業に関する識見を有し、職務を適切に行うことができるものと思料する。

(イ) 農業者13人のうち、認定農業者等が5人、認定農業者等に準ずる者が4人であり、前回よりもそれぞれ3人、2人増えている。

(ウ) 応募者1人の方は、大変意欲が高く、やる気も感じられる。

(エ) 女性農業者が1人、青年農業者が0人となっているが、女性農業者、青年農業者の登用が進むように考えていかなければならない。

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任命）

第八条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～4 省略

5 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 認定農業者である個人

二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6～7 省略

第九条 市町村長は、前条第一項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（第十九条第一項において「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。

2 市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3 市町村長は、前条第一項の規定による委員の任命に当たっては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

農業委員会等に関する法律施行規則（抜粋）

（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合）

第二条 法第八条第五項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に八を乗じて得た数を下回る場合（以下「認定農業者が少ない場合」という。）において、委員の過半数を法第八条第五項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）又は次に掲げる者とすることについて当該市町村の議会の同意を得たとき。

イ 認定農業者等であつた者

ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

ハ 認定就農者である個人

ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人

ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第四項第一号ハに規定する組織の役員

へ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの

ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人

チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

リ 基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者である個人

ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

二 委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とするこ
ととすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者
が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも四分の一を認定農業
者等又は前号イからヌまでに掲げる者とすることについて当該市町村の議
会の同意を得たとき。

三 委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は第一号イからヌまでに掲
げる者とするこ
ととすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場
合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、そのことについて農林水
産大臣の承認を得たとき。

四～五 省略

川崎市農業委員会委員の選任に係る委員構成一覧

推薦 応募	名前	性別	年齢	職業	認定農業者 または準ずる者	居住地
推薦	朝比奈 清一	男	68	農業		中原
推薦	河崎 幸一	男	72	農業	認定農業者	高津
推薦	澁谷 洋一	男	68	農業		高津
推薦	小川 耕平	男	71	農業	認定農業者	宮前
推薦	田邊 美裕	男	67	農業	認定農業者 OB (準ずる者)	宮前
推薦	原 行雄	男	78	農業	認定農業者	宮前
推薦	持田 正	男	65	農業	認定農業者	宮前
応募	小松 昇	男	65	行政書士		多摩
推薦	関谷 卓弘	男	61	農業	認定農業者	多摩
推薦	田村 忠藏	男	71	農業	農業経営士 (準ずる者)	多摩
推薦	井上 清士	男	67	農業		麻生
推薦	落合 芳江	女	61	農業		麻生
推薦	松澤 久	男	70	農業	農業経営士 (準ずるもの)	麻生
推薦	山田 邦夫	男	67	農業	認定農業者 OB (準ずる者)	麻生